

## 亀岡市卓球協会会員規定

【第1条】 この規定は、亀岡市卓球協会会員の加入・退会に関する必要な事項を定める。

【第2条】 会員の区分と本会との関係は、次の通りとする。

- (1) 団体（クラブ）会員…亀岡市および口丹波 2 市 1 町 の在住・在勤者で構成する団体（クラブ）は、会員登録をまとめて行うことができる。また、口丹波 2 市 1 町の在住・在勤者以外であっても、団体（クラブ）員として活動実績があり、協会の規約・会員規定を認める一般社会人は、会員登録ができる。
- (2) 個人会員…亀岡市および口丹波 2 市 1 町の在住・在勤者で協会の規約・会員規定を認める一般社会人は、個人会員として会員登録ができる。
- (3) 会員が 4 名以上集まれば、団体（クラブ）として登録できる。登録クラブは、評議員と理事（会員が 6 名以上の場合）を選出し協会運営に参画することができる。協会からの各種通知は書面でクラブ部長宛てに送付される。
- (4) 会員が 4 名未満の場合は、個人会員としての登録になる。個人会員への情報提供は、協会ホームページの閲覧を基本とする。個人会員は、既存クラブへの加入、または 4 名以上でクラブ結成を目指すこと。個人会員、1 年限りの規定は廃止する。
- (5) 高校生以下の者については、卓球部（クラブ）単位の加入を条件とする。

【第3条】 入会手続きは、次の通りとする。

（第3条の1）

- (1) 入会希望者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
- (2) 理事会は、入会申込書を審査の上、理事長が入会を承認する。  
ただし、次の各号の一つに該当する行為があった場合は、加入を認めない。

（第3条の2）

- (1) 協会の規約又は決議に違反し従わなかった場合。
- (2) 協会の統制・秩序を乱した行為があった場合。
- (3) 協会の運営・事業の発展を妨げる行為があった場合。
- (4) その他、会員として資格に背理する行為を行なった場合。

【第4条】 会員の年会費は、次の通りとする。なお入会金は不要とする。

（第4条の1）

会員は毎年 4 月までに当年度会費(4 月から翌年の 3 月まで)を納入する。

年度途中の入会であっても、入会の申し込みと同時に当年度会費を納入する。

- (1) 団体（クラブ）会員、・個人会員ともに 500 円とする。

（第4条の2）

会員が年度途中で退会した場合は、既納の会費は返還しない。

【第5条】 会員は本会から、次の特典を受けられる。

- (1) 本会の主催する卓球大会及び行事などを優先的に案内する。

(2) 各種大会参加費は一般参加費より廉価を基本とする。

【第6条】 退会手続きは、次の通りとする。

会員が退会する場合は、あらかじめ本会の理事長宛に退会届けを提出する。

【付則】 この規定は 61 年 6 月 1 日から実施する。

この規定は 63 年 4 月 1 日から改定実施する。

この規定は 平成 2 年 4 月 19 日から改定実施する。

この規定は 平成 10 年 4 月 1 日から改定実施する。

この規定は 平成 23 年 4 月 24 日から改定実施する。

この規定は 平成 25 年 4 月 8 日から改定実施する。

この規定は 平成 29 年 4 月 2 日から改定実施する。

この規定は 令和 2 (2020) 年 4 月 8 日から改定実施する。